

平成30年4月1日から**熊本市**における

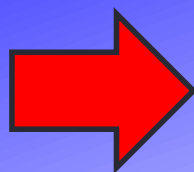
高圧ガス保安法に基づく申請等の**窓口**が

熊本県から**熊本市消防局**に変わります

従 来

熊本県総務部市町村・
税務局消防保安課

熊本県収入証紙



平成30年4月1日から

申請等
窓 口

熊本市消防局
予防部指導課

手数料
納付方法

現金納付

※ ただし、一部の事務は従来どおり
熊本県が窓口となります。(別紙参照)



お問い合わせ先

〒862-0971 熊本市中央区大江3丁目1番3号
熊本市消防局 予防部指導課 危険物保安班
TEL:096-363-7173 FAX:096-363-9622

熊本県から熊本市へ権限移譲となる事務

熊本市長が処理する事務は、次の表に掲げる事務内容となります。
なお、熊本市以外の手続き窓口に変更はありません。

事務内容	根拠法令
<u>熊本県が処理することとされている事務のうち、熊本市の範囲における事務</u>	高圧ガス保安法第79条の3
ただし、以下の事務は、引き続き熊本県が行います。	
<p>① 高圧ガス製造保安責任者及び販売主任者に関する試験、免状交付、免状の返納</p> <p>② コンビナート地域（コンビ則第2条第1項第21号）又は特定製造事業所（コンビ則第2条第1項第22号）のいずれかに係るもの</p> <p>③ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号。以下、「液化石油ガス法」という。）に規定する供給設備のうち、同法に規定する消費設備に接続しているもの</p> <p>④ 液化石油ガス法に規定する消費設備</p> <p>⑤ 液化石油ガス法に規定する貯蔵設備</p> <p>⑥ 液化石油ガス法に規定する充填設備のうち、供給設備に接続しているもの又は同項に規定する本所の所在地にあるもの</p>	<p>① 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号</p> <p>② 同法施行令第22条第1号</p> <p>③ 同法施行令第22条第2号</p> <p>④ 同法施行令第22条第3号</p> <p>⑤ 同法施行令第22条第4号</p> <p>⑥ 同法施行令第22条第5号</p>